

『中国留日学生報』の報道から見る戦後初期留日学生の「結婚問題」 —在日中国人団体の期待と青年学生の結婚観—

荒川 雪

要旨：本稿は『中国留日学生報』の結婚に関する記事や文学作品についての分析を通じて、中国の「婚姻法」の公布・施行と日本社会の変化を背景に、自由恋愛による結婚は1950年代の中国人留日学生、華僑子弟のなかでも一般的になってきたことが明らかになった。しかし、在日華僑の先輩や、中国留日同学総会の執行部、『中国留日学生報』の編集者は、自由恋愛による結婚は、国際結婚即ち中国人と日本人の結婚を避けるべきであり、すでに数多く行われた国際結婚の傾向が是正されるべき現象であるかのような姿勢が見受けられる。一方、結婚問題特集の中国人留日学生の意見、読者の反論記事から、中国人留日学生や『中国留日学生報』の読者である日本人青年が必ずしも、全員同学総会の執行部の意見に賛成しているわけではないことが分かった。それでも、中国留日同学総会の執行部はあえて特集を組んだり、文芸作品を掲載したりなどの活動して、日本人との国際結婚ではなく、中国人同士の結婚を勧めたのは、中国留日同学総会や在日華僑界の団結を強化し、帰国する場合の障害を取り除こうとする目的があつたためと言えよう。

キーワード：中国 婚姻法 中国留日学生報 中国留日同学総会 結婚観

はじめに

戦後初期の日本の華僑社会では、家長制の影響がなお強く残っていた。結婚相手は依然として、広東や福建、台湾といった出身地域が同じ子弟の中から親が決めるケースが主流であった。中国語の標準語ではなく、日本語や中国語の方言で家族間のコミュニケーションを取る家庭が少なくなかった。ところが、1950年代にこのような慣習に対する華僑青年からの反対意見が増加した。背景には、華僑・中国人留日学生（以下：留日学生）メディアによる宣伝活動があった。当時、華僑・留日学生メディアの宣伝活動が奏功し、中国語の標準語（国語、普通話）を勉強する在日華僑の若者は多くなったうえ、自由恋愛による結婚が増えていた。また、中国大陆への帰国を選択した華僑（台湾出身者を含む）や元留日学生は数千人にのぼった。

そこで本稿は、1946年に成立した留日学生の統一団体である中華民国留日同学総会（1949年に中国留日同学総会に改称、以下：同学総会）の機関紙『中国留日学生報』（以下：『学生報』）に掲載された結婚関連記事を分析し、戦後初期の『学生報』編集部及び同学総会の会員の結婚観について分析する。特に、中華人民共和国（断りがない限り以下：中国）建国後に公布・施行された『婚姻法』や1953年の留日学生の集団帰国後に深まった同学総会と華僑団体の連携が、『学生報』の留日学生の結婚に関する報道にどのような影響を及ぼしたのかに留意しながら分析したい。さらに、同学総会は1948年以降、日本共産党（以下：日共）と中国共産党（以下：中共）、両方の指導の下、男女平等を主張し、会員の結婚問題にも積極的に関わろうとした⁽¹⁾。その一環として、同団体の機関紙『学生報』では特集を組むなど、在日中国人の結婚関連記事の掲載に力を入れた。果たして、同学総会の執行部は『学生報』

表1 『学生報』結婚関連記事一覧表

No.	記事	新聞名	発行年月日	号数
1	科学 同姓結婚とその遺伝学的考察(許燈炎)	中華民国留日学生旬報	1947/3/10	第3号
2	小二黒結婚(一)(趙樹理・作 米谷・画)	中国留日学生報国語版	1949/3/15	第26号
3	紹趙樹理先生及「小二黒結婚」(史文)	中国留日学生報国語版	1949/3/15	第26号
4	小二黒結婚(二)(趙樹理・作 米谷・画)	中国留日学生報国語版	1949/4/1	第27号
5	小二黒結婚(三)(趙樹理・作 米谷・画)	中国留日学生報国語版	1949/5/15	第29・30合併号
6	新婚姻法—解放された祖国の婦人(陳夢芳)	中国留日学生報	1950/7/1	第2期第1号
7	新婚姻法と留日華僑婦人(戴蘭)	中国留日学生報	1950/7/1	第2期第1号
8	闘いによって得た幸福 米俊 作 鶴鳴 訳	中国留日学生報	1953/5/5	第71号(第14期第9号)
9	学生諸君に望む 大同団結と同学会の強化を (康鳴球(東京華僑総会会長))	中国留日学生報	1955/4/20	第94号(第18期第4号)
10	華僑界の結婚問題 特集大同団結への第一歩	中国留日学生報	1955/4/20	第94号(第18期第4号)
11	国際結婚 異型的發展・結婚難と悪循環 現実問題として是非論より原因除去 若い人にも責任一愛情で結びつけ	中国留日学生報	1955/4/20	第94号(第18期第4号)
12	結婚難即国際結婚の原因をさぐる	中国留日学生報	1955/4/20	第94号(第18期第4号)
13	根強い封建性 不合理な金権、門閥主義 派手な結婚式で破産	中国留日学生報	1955/4/20	第94号(第18期第4号)
14	経済問題の解決—結婚に優先 青年学生への再認識を!	中国留日学生報	1955/4/20	第94号(第18期第4号)
15	解決 信頼できる斡旋機関(問題は実行) 男女交歓の機会を(同学会に期待)	中国留日学生報	1955/4/20	第94号(第18期第4号)
16	若人よ積極性をもて!	中国留日学生報	1955/4/20	第94号(第18期第4号)
17	根本的解決一封建性の打破 若い人の熱情と努力に期待 まづ家庭から実行しよう	中国留日学生報	1955/4/20	第94号(第18期第4号)
18	ある実例 愛情と努力の勝利 若い人達による省別觀念の打破	中国留日学生報	1955/4/20	第94号(第18期第4号)
19	我が恋は溝の中に 阿基 手記	中国留日学生報	1955/4/20	第94号(第18期第4号)
20	編集後記	中国留日学生報	1955/4/20	第94号(第18期第4号)
21	青年男女之間的友誼和愛情	中国留日学生報	1955/6/1	第95・96合併号 (第18期第5・6号)
22	我が恋は溝の中に(三)(阿基)	中国留日学生報	1955/6/1	第95・96合併号 (第18期第5・6号)
23	信箱 学生報「結婚問題」を読んで (横浜女子会員)	中国留日学生報	1955/6/1	第95・96合併号 (第18期第5・6号)
24	編集後記	中国留日学生報	1955/6/1	第95・96合併号 (第18期第5・6号)
25	節約運動の推進	中国留日学生報	1955/9/1	第98号(第19期第1号)
26	「我が恋は溝の中に」を読んで(必周)	中国留日学生報	1955/9/1	第98号(第19期第1号)
27	阿基同学に 祖國が貴方を愛している(白菊)	中国留日学生報	1955/9/1	第98号(第19期第1号)
28	読者来信 “我が恋は溝の中に” の批評・助言 に答えて(阿基)	中国留日学生報	1955/10/15	第99号(第19期第2号)
29	読者文芸 回國 (陳青)	中国留日学生報	1955/12/1	第100号 (第19期第3・4合併号)
30	編集後記	中国留日学生報	1955/12/1	第100号 (第19期第3・4合併号)

31	“回国”に寄せて(田中律)	中国留日学生報	1956/2/1	第 101 号(第 20 期第 1 号)
32	“回国”読後感 愛情に国境はない(国蘭)	中国留日学生報	1956/2/1	第 101 号(第 20 期第 1 号)
33	会員の横顔 乙にすました名編集長 陳立清	中国留日学生報	1956/3/1	第 102 号(第 20 期第 2 号)
34	回国をめぐる読者の論争 “回国”によせて(学全)	中国留日学生報	1956/3/1	第 102 号(第 20 期第 2 号)
35	回国をめぐる読者の論争—国蘭兄に答えて—(東靖)	中国留日学生報	1956/3/1	第 102 号(第 20 期第 2 号)
36	“民族教育”お隣りの一例を拝見して(京都魚両)	中国留日学生報	1956/4/1	第 103 号(第 20 期第 3 号)
37	一作者の立場から—“回国”的読者に答える(陳青)	中国留日学生報	1956/4/1	第 103 号(第 20 期第 3 号)
38	読者文芸 祖国需要我們(魚両)	中国留日学生報	1956/9/1	第 106 号 (第 21 期第 1・2 合併号)
39	喫煙室男三十、女二十五あわてて結婚しないこと(夏)	中国留日学生報	1957/4/1	第 113 号

出典：『中国留日学生報』の 1947 年 3 月 1 日刊行の第 3 号から 1957 年 7 月 1 日刊行の第 116 号(中には欠号や一部の紙面しかない号もある)の全 2273 件の記事内容に基づき、筆者が整理し、作成した。

を通じて、会員である留日学生や在日華僑青年がどのような結婚観を持つことを期待し、宣伝を続けたのであろうか。会員からの投稿と『学生報』の特集記事等を比較することで、戦後初期における在日中国人団体と会員である留日学生と華僑青年の結婚観の差異も明らかにする。

在日華僑の婚姻観に関する先行研究で最も注目されているのは、過放の論文である⁽²⁾。過放は論文の中で、① 1990 年代に行った関西地方に住む華僑へのアンケート・聞き取り調査、② 1980 年代から 1990 年代の『関西華僑報』の記事分析に基づき、1950 年代から 1960 年代が在日華僑の婚姻観の転換期と結論付けた。ただし、過放はなぜ 1950 年代から 1960 年代に婚姻観の変化が生じたのかについて、母国や日本社会の変化によるものとし、詳細な理由を説明していない。そこで本稿は、筆者が収集した 1947 年から 1957 年までの『学生報』を用いることで、先行研究で十分に行われなかった 1950 年代の在日華僑、留日学生の生活様式、特に結婚に関する考え方を浮き彫りにする。

『学生報』は、同学総会の機関紙として 1947 年 1 月に創刊された⁽³⁾。『日本華僑・留学生運動史』によると、『学生報』は 1960 年代まで発行されていたとのことだが、筆者が収集した限りでは 1957 年 7 月 1 日発行の第 116 号より後の号の存在をいまのところ確認できていない⁽⁴⁾。『学生報』は、創刊時の『中華民国留日学生旬報』から『中華留日学生報』、『中国留日学生報』と正式名称が頻繁に変わり、『中国留日学生報』という名称が定着したのは 1948 年以降である。そのため、本稿では略称である『学生報』に表記統一したが、注釈には当該号の正式名称を記している。

『学生報』に関する先行研究でとくに注目されているものは、何義麟の著書『戦後在日台湾人的处境与認同』、及び田遠の博士論文「戦後直後における中国人留日学生の境遇と選択：1945～1952——主に『中国留日学生報』を通じて」と同博士論文の一部を修正して発行した著書『一九四五年終戦直後の中国人留日学生の境遇と選択——プランゲ文庫で辿る「国家像」』⁽⁵⁾である。しかし、筆者の所見の限りでは、在日中国人青年の生活様式の変容に焦点を当てた『学生報』関連の先行研究は皆無と考えられる。こうした状況を踏まえ、本稿は『学生報』の記事や投稿（掲載記事は表 1 に参照）に現れた留日学生と在日華僑の結婚観及びその変化に焦点を当てることにしたのである。

一、国共内戦終結前に留日学生へ伝播した中共の結婚観

戦前から戦中にかけて、日本社会で差別を受け続けたことから、在日華僑の同郷意識は強まる一方、日本国籍を取得した華僑は極めて少数にとどまった。第二次世界大戦の終結に伴い、台湾が日本の植民地から中国に復帰した際、多くの在日台湾人は国籍を日本から中国に変え、新華僑として在日華僑社会に参入した。

台湾華僑を含め、戦後初期の在日華僑社会では、結婚は基本的に同郷人同士、かつ同姓不婚⁽⁶⁾という伝統的な婚姻文化の影響が強く残っていたうえ、親によって結婚相手が決められるケースも多く、当事者の合意さえあれば問題ないという誤にはいかなかった。多くの在日華僑青年がこうした現実に直面し、悩み苦しむなか、『学生報』第3号（1947年3月）は、許燈炎（台湾出身で、当時東京医専の学生）が執筆した「同姓結婚とその遺伝学的考察」と題する解説記事を掲載した。許は同姓（同じ苗字）結婚が忌避されるのは、親族同士の婚姻を禁止する古代からの慣習に由来するものであるが、現代の法律では「三親統以内の結婚の不可」を明記しており、三親統以内の親族同士を除き、同姓でも結婚は法律上可能と説明した。さらに、許は医学的見地から、三親統以内の婚姻禁止の規定は子孫が遺伝子疾患にかかるリスクを勘案したものであり、規定に該当しない結婚は問題ないと科学的根拠に基づき主張し、在日華僑、特に在日台湾人社会において同姓結婚が忌避される状況を批判した⁽⁷⁾。

1948年末に同学総会が日共の中国人秘密細胞（支部）の指導を受けるようになったことも影響してか、1949年以降の『学生報』には中共寄りの記事が多く掲載されるようになった⁽⁸⁾。こうした流れを受け、中共の結婚観を宣伝する小説「小二黒結婚」が『学生報』の国語（中国語）版に連載された⁽⁹⁾。「小二黒結婚」は、中共の解放区において、親の反対を押し切り結婚に至った農村の若い男女の自由恋愛を描いた1943年の作品である。この小説には、中国農村社会の古い伝統と中共の自由恋愛による結婚政策の衝突を如実に描いている。国共内戦の終結前に、解放区の自由恋愛を賞賛する小説を『学生報』に連載したのは、同学総会の執行部が中共の政策をいち早く会員である留日学生や華僑青年に伝えようとしたからであろう。

二、「中華人民共和国婚姻法」の公布・施行と『学生報』における報道

中国が建国された翌年の5月1日、「中華人民共和国婚姻法」（以下：「婚姻法」）が公布・施行された。1950年の「婚姻法」は、男女の自らの意思による結婚及び離婚の自由を明記するとともに、第三者（親を含む）による結婚に対する干渉の禁止、男女平等などの条項も織り込まれた。隋唐の研究によると、結婚に関する古い伝統文化が深く根付いた中国社会において、1950年の「婚姻法」の公布・施行は大きなインパクトを与えた。特に東北地域では、農民や労働者が同法の施行に激しく抵抗した⁽¹⁰⁾。一方、中国本土と同様、結婚に関する伝統文化の強い影響が残る在日中国人社会、特に結婚が身近な問題となっていた留日学生たちは中国の「婚姻法」をどう受け止めたのか。「婚姻法」施行後に発行された『学生報』（1950年7月1日号）には、2本の関連記事が掲載された。

一つ目は、『学生報』に数多くの原稿を投稿し、同学総会の秀才と言われた陳萼芳が書いた「新婚姻法——解放された祖国の婦人」と題する「婚姻法」の紹介記事である。記事の冒頭、「新中国では去る五月一日新婚姻法を公布施行し、旧社会の残してきた一切の半封建的・半植民地的な婚姻制度を一掃し、新民主主義社会に即應する婚姻制度を確立した」と、婚姻法を高く評価した。続いて、中華民国時代の婚姻制度と比較しながら、「国民党統治時代の民法には單行の婚姻法が制定されておらず、民法刑法の各総則分則（細則）の中でこれが散見する位で、しかも男女の絶対的平等性、女子の経済的自立が

確立しておらず、司法官吏の封建的な観念が清算されていなかったために、たとえ『自由結婚』した一部女性があっても結局は男子の従属物の立場から抜け出ることはできなかつた」と旧制度の問題点を批判した。そのうえで新婚姻法の特徴について、「第一に新婚姻法は正確に新中国の時代精神を現している。…「包弁強迫、男尊女卑、子女の利益を無視する封建主義的な婚姻制度を廃除し、男女婚姻の平等、一夫一妻、男女の権利平等、婦女および子女の合法的利益を保護する新民主主義婚姻制度を実行する」(第一条)は、明らかに新中国の時代精神を現している。「夫妻は家庭の幸福と新社会建設のために共同して奮闘する義務がある」(第八条)は、明らかに新中国の時代的任務を示している。第二に新婚姻法は明確に男女平等の原則を規定している。…第三に新婚姻法は特に未亡人および幼児(私生児を含む)、妊婦の利益を保護している。…第四に新婚姻法は、結婚の自由と離婚の自由を認めている。…第五に新婚姻法は登記制度を確立している。国民党時代には、結婚には公開の儀式と二人以上の証人を必要としたが、新中国では一切の形式主義を廃止し、ただ所属の区または郷の人民政府に登記すれば婚姻の成立が認められ、一切の法律的保護と義務を与えられる(第六条)。第六に新婚姻法は労働生産の観念の必要性を強調している、夫妻は互いに敬愛しあい、協力し、団結して労働政策に従事し、家庭の幸福と新社会の建設のために共同して奮闘する義務がある(第八条)」の6項目を挙げ、新しい婚姻法が中国にとっていかに画期的なものであるか指摘した⁽¹¹⁾。

二つ目は、中国の女性が古来より低い地位に甘んじ、不自由な結婚に強いられた悲惨な生活の実態を叙述し、中華民国になってもこうした状況に大きな改善が見られなかつたことを在日華僑婦人の立場から批判した戴蘭執筆の記事である。この記事ではさらに、「[新婚姻法]は中国の婦女が再び男子によって花瓶や商品同様に意のままに売買したりする事を許さない。婦女の家庭上社会上経済上の地位を完全に保障し、男女平等、婚姻の自由一夫一妻制、婦女の独立人格の尊重等自由権利を法律上に明らかに認められると規定されてある。帝国主義勢力が跳梁し、国内反動勢力が異存として残存している今の日本婦人の地位を考え、それと殆ど同じ境遇におかれて来たわれわれ留日華僑婦人にとって、本当にうらやましいことあります。われわれも本当に一日でも早く祖国の婦人同胞と肩を並べられるように、家庭上、社会上、経済上の独立をかちとるために日本の婦人とともに民族の独立、自由のために協力して進もうではありませんか」と述べ、在日華僑婦人も日本婦人も中国の婦人のように自由を勝ち取るべきと主張した⁽¹²⁾。

その後、朝鮮戦争を機にアジアの冷戦が深まり、朝鮮戦争に関する評論記事や中国の国家建設、さらには留日学生の権利・利益に関する記事が『学生報』にも多く掲載されるようになったため、結婚関連の問題は2年ほど記事として取り上げられなかつた。そして、朝鮮戦争の戦況が落ち着いたことを背景に、中国では1953年春以降、「婚姻法」の施行から3年も経つのに古い伝統の弊害がまだ十分に取り除かれていないと、各地で「婚姻法」を一層徹底させる運動が活発化した⁽¹³⁾。この運動に合わせて、「婚姻法」に基づき自由恋愛による結婚を勝ち取ったというストーリーの小説「闘いによって得た幸福」が中国の『新觀察雑誌』に掲載された。1953年5月5日号の『学生報』は、この小説を日本語に翻訳し、転載した。

小説「闘いによって得た幸福」は、山西省の農村で暮らす二人の若者の恋愛物語である。近所で幼馴染の二人は、家の農作業などを互いに手伝ううちに、愛し合うようになった。ところが、両家の貧富の差が大きく、ヒロイン玉英の家族はこの結婚に猛反対、親が結婚相手を決めるのが古来よりの風習として、二人の味方になった町の幹部の説得を振り切り、別の縁談を進める。この縁談に納得できない玉英は家から逃げ出し、幹部の支援を受け、「婚姻法」に基づき、幼馴染と結婚登記を行い、結婚証書を手に入れる。ここでようやく、玉英の家族は二人の結婚に同意、結婚式にも参加した。そして結婚後、二人は労働や学習に励み、町の労働模範に選ばれた。こうした展開は前述の「小二黒結婚」と類似している。ただし、「小二黒結婚」と違って、「闘いによって得た幸福」は慣習に従い、本人の望まない結婚を

進めようとする玉英の親や家族を設定し、1950年の婚姻法では親や家族であっても結婚の自由を妨害してはならないことを明確に示すとともに、恋愛関係にある二人の合意により婚姻は成立するという同法の効力を宣伝するための創作物であった⁽¹⁴⁾。この小説が『学生報』に掲載された頃、同学総会は中国政府華僑事務委員会の指導を受けるようになった⁽¹⁵⁾。そのため、掲載は中国国内の「婚姻法貫徹運動」に合わせた行動であり、中国の政策を『学生報』で宣伝した事例の一つと考えられる。もっとも、「闘いによって得た幸福」の日本語訳での転載は、あくまで中国国内の結婚観や社会の変化を紹介するためであり、在日華僑・留日学生の結婚観のは正と結び付けようとするものではなかった。

三、結婚問題特集から見る在日華僑と『学生報』編集部の結婚観

1953年に上記小説が載せられた後、『学生報』で結婚問題を取り上げない時期が続いたが、1955年4月20日発行の『学生報』第94号では突如「華僑界の結婚問題」という特集を組んだ（図1）。同号の2面には、東京華僑総会会長康鳴球による留日学生及び同学総会への要望が掲載された。そのなかに、華僑子弟の結婚問題について「留日僑胞の青年男女が多数結婚難にあえぎ剩え求婚が目的で帰国を希望されるものがあるが、これは、実情に対する認識の錯誤である。留日僑胞が同様の風俗習慣になれている青年男女の間で結婚されることが最も適切であり望ましいことである。もっとも現状では、結婚問題にせよ就学就職問題にせよ非常な困難と隘路があることは否めない。この困難と隘路の根本原因は一に僑胞の大同団結の不充分より生ずる認識の不足と理解の錯誤からではなかろうか。そこで、まづ僑胞の大同団結の増進と同学会の強化を促進することが緊要事であると信ずる。私見としては、同学会の組織を…華僑関係の諸団体と機関紙を利用して積極的に啓蒙と結婚斡旋を展開する。かくして、全僑胞学生の理解と接触を深めることによって就学、就職、結婚問題の打開が可能となるであろうと考える」と述べ、在日華僑界の結婚問題の解決には同学総会による手助けが必要との認識を示した。また、康は帰国

して中国国内の男女とではなく、在日華僑青年同士の結婚を勧める趣旨の意見を主張した⁽¹⁶⁾。

さらに同号は、6頁から11頁を全部使って「華僑界の結婚問題」という特集を組んだ。結婚問題を取り上げた理由として、「実に「結婚問題」は私たち青年男女の問題であるばかりでなく、子弟・子女を持つ華僑共通の悩みでもある。現在の「結婚難」は世界共通の現象と言えないこともないが、在日華僑のもつ特殊性と複雑性は一層この問題を深刻にする。それは最早、単なる個人、一家庭の問題ではなく、華僑社会全体の問題として提起されなければならない段階となった。それは又国際的な背景をもち、民族的伝統に根ざすが故に民族、国家の将来にもつながる」を特集の冒頭で指摘し、在日華僑の結婚問題の特殊性を強調した。特集の意義については、結婚問題を取り上げよう提案した日本華僑界の名士として知られた甘文芳が在日華僑青年の国際結婚志向を華僑青年男女にとって「由々しき脅威」とし、この「畸形的発展」を民族的、社会的問題として僑胞の注意を喚起する文章を『学生報』に寄せた。在日華僑の青年男女と日本人の結婚が増える現状に対して、「現在のまま無為放任すれば、この畸形的発展は何処ま



図1『学生報』結婚問題特集の最初の紙面
出典：『中国留学生報』1955年4月20日号6面

で続くかわからない。その結果は日本社会の大海上の一粟に過ぎないこの華僑は、長い目で見れば民族的にも社会的にも極めて危惧に値するものではないだろうか」と述べ、結婚問題は在日華僑社会の存続に関わる重要な問題であることを強調した⁽¹⁷⁾。

在日華僑婦人、母親の立場から黃秀鳳は「終戦以来早や十年の歳月が流れ、今だに祖国との往来が自由にならず当時の子供が今は二十歳の青年となり、その時の留学生は今は適齢期を過ぎる程の年輩になろうとしている現在、結婚の問題は真剣に考えなければなりません」と主張し、在日華僑青年、留学生の結婚難の問題は戦後十年たっても日中の往来が自由にできない状況に関係しているとの認識を示した⁽¹⁸⁾。戦前・戦中と、日中間は自由に往来できたため、在日華僑社会では、子弟・子女の結婚は古い慣習に従い、中国大陆や台湾の友人・親戚の紹介で親が決め、結婚相手を見つけるのはそれほど難しい問題ではなかった。しかし戦後、日中・日台の往来が様々な理由で制限された結果、以前のように家長の意向のみで結婚させることが困難になった現状を切実に訴えた。

『学生報』の編集部は、華僑の結婚問題に関する現状調査を日本各地で実施し、各地の華僑子弟・子女の結婚事情の違いが浮き彫りになった。例えば、神戸では華僑が密集しているうえ、華僑間の交流も多いことから、結婚難には陥っていない一方、封建的、因習的な様式が依然として残っているためか、関連の儀式は非常に派手で、莫大な費用を必要とすることが結婚の阻害要因になっていた。そこで、神戸では集団結婚を奨励し、これにより費用が抑制されたと、地元華僑の林清木は説明した⁽¹⁹⁾。東京の場合、多数の華僑が居住し、同業組合とか省別の同郷会といったグループ内では交流が活発に見られるものの、省別観念（強すぎる同郷意識）、排他主義、階級的差別感等がネックとなり、全体としての交流は十分とはいえない。同じ東京都内でも、ほかの地区的青年とは接触する機会が少ない。高校生以上は同学総会での活動があるため、交流する機会に恵まれているものの、入会していない高校生（特に女子学生）も多く、華僑の父母は子弟・子女を積極的に入会させるべきである。東京で特に問題になるのは勤労青年の場合で、同胞の異性との交流は殆どなく、日本の婦人と結婚する者がかなり多いのが現状であり、何らかの方策を講じるべきと指摘した⁽²⁰⁾。横浜の場合、神戸と同様、華僑が密集して暮らす地域であるが、結婚問題が大きな社会問題の一つとなっていた。華僑婦女会の一人は「戦後の一時期において、適齢婦女は華僑社会の封建性に反対として、誤った婦女解放観念から、また物質的虚栄心に眼がくらみ日米人と結婚するものが続出し、僑界に一時結婚恐慌を起こした。このような畸型的傾向が今後も続くとすれば、それは次の世代ばかりでなく、国家、民族に対しても大問題である」と述べた。1955年時点の現状について「女性の自覚も高まり又青年の民族意識も強まっているので、極端な畸型的発展への可能性は弱まっているようだ。ともあれ現在の結婚状況に国際結婚が大きな比重を持っているのは事実であり、この現象が僑界の結婚難との関連において大きな問題となっていることも否定できない」とし、横浜の国際港としての特殊性を強調した⁽²¹⁾。東京、横浜いずれの場合も、華僑青年と日本人や米国人との国際結婚を問題視したのである。

神戸、東京、横浜の現状を説明した記事に続き、「国際結婚 畸型的発展・結婚難と悪循環 現実問題としては非論より原因除去 若い人にも責任——愛情で結びつけ」と題する文章が掲載された。これは、『学生報』の編集部が留学生や在日華僑に国際結婚について尋ねた結果をまとめた記事である。記事の冒頭、「では現在華僑界の結婚に対する「ゆゆしき脅威」といわれている国際結婚に対する考え方をみてみよう。まず賴氏は「現在の世情では我が華僑子女同士の結婚よりか遙かに中日間の国際結婚が断然多く、しかも我が有為青年達が殆ど日本女子と恋愛結婚のコースを独走し、又極少数の華僑才媛が日本人と恋愛結婚した事実は、吾人の最も注目を要するもので、この儘の推移にまかさんか、殆ど国語及び祖国の風俗習慣に通ぜざる日本での成長二世青年が、再び国際結婚続行の場合、その間から生まれる第三世以下は中国人の立場から見て、果たして憂慮すべきか否か、世の識者に反問したい。世の父

老は口を開けば熱心に商売の話をし、政治、経済、外交を論じ、入学の問題には血眼になって奔走する事実をよく見かけるも、適齢子女の結婚問題に就いて殆ど語るを見かざる実情は、筆者自身を含めて父老の猛省を要する問題ではなかろうか」と結婚の畸形的発展の重大性に対する親たちの関心を喚起している」と華僑の親達の代表的な発言を引用し、問題の重要性を提起した。頼氏自身は使っていないが、本記事の編集者は国際結婚を「結婚の畸形的発展」という踏み込んだ表現を使っており、同学総会の編集部は国際結婚を非常に問題視していたと言えるであろう。また、神戸の華僑林氏は「女子の国際結婚は殆ど知らないが、男子には相当みられる。この場合純粋の愛情で結ばれたものは別として、物資を目当て結婚したものは余りうまく行っていない。国際結婚を勧めるわけではないが、中国人になりきれる女性ならばよいと思う」と述べた。さらに、横浜の医師で同学総会初代主席の博定氏は「結婚難は若い人にも幾らか責任がある」として「若きの誤りからのつづきならぬ状態に追いつめられ、あたら雄団を空しくした人達が私達の周囲には案外多いのです。国際結婚もよいのですが、余りにも不釣合な国際結婚は一寸考えものです」と青年たちに反省を求めた。

これらの指摘を掲載する一方、記事では、在学生たちの次のような意見も併記した。

陳同学「国際結婚の是非は別として、その前に私たちは、習慣の異なった日本人と結婚しなければならなかった客観条件を冷静に考えてみる必要がある。そしてそのような条件において結婚せざるを得なかつた人たちに関する限り、私たちは、彼等が多くの障害を乗り越えて自らの幸福の道を拓り開いて行っていると思う。重要なのは国際結婚の善悪ではなくして、今後の問題としてその客観条件が果たして正常なものであるかという点であり、若しそれが正常な状態でないとするならば、それを如何にして正常なものに改善するかということである。」

H同学「絶対日本人とは結婚しない。國語の話せる中国女性が良い。」

Z同学「中国人で適當な女性がいればそれに越したことはないが、僕としては家庭的な日本人の方がよいと思う。」

R同学「家庭的であるということが従順で無理なことでもハイハイと言うことを聞くことを意味するとなれば、それは封建的な男子のエゴイズムであり、そういう意味での家庭的な女性は軽蔑する。」

ある女子学生「男の人が日本人と結婚しても、それは当人の自由ですから私としては良いとも悪いとも言えません。でも出来たら同じ国の人人が結婚するのが自然ではないでしょうか。」

別の女子学生「私の両親は国際結婚なのですけれど、父は国際結婚には絶対反対で、私は不思議に思います。」

華僑たちは、国際結婚は問題という認識で一致する一方、留日学生は結婚を自分自身の問題として考え、様々な意見があることが記事から読み取れる。

同記事の最後に「以上の多くの人々の意見を総合してみると、国際結婚の是非は別にして、その現象が発生した客観条件は必ずしも正常とは言えないようだ。そしてその不自然な客観条件がそのまま「結婚難」に拍車をかけ、このような悪循環の結果が今日の華僑社会の当面する一つの悩みを現出したと言えよう」と華僑や留日学生の意見をまとめながら、国際結婚が増えた原因を分析し、条件が整えば、国際結婚は次第に減少していくとの考え方を示した⁽²²⁾。

また、特集の次の頁には「結婚難則国際結婚の原因をさぐる」と題して、在日華僑界で国際結婚が増えた理由として以下の4点を挙げた。

第1に、「不正常な中日関係」という国際情勢の変化である。頼氏（華僑）は「結婚難の最大の原因是中日戦争に続く第二次世界大戦以来の国交断絶乃至現在の鎖国に等しい台日間の厳し過ぎる出入国制限の事実に存すると断言する。華僑目下の結婚難の主因は全く米蔣（米国と蒋介石——筆者注）等一連の好戦挑発者がわざわざ醸成しつつある極東情勢の緊迫化の所産で、自由渡航さえ出来れば、又平和でさえあれば、祖国人士との交流結婚が自由にでき従って何等の結婚難が存せざりしは、過ぐる平和時代

の実施がこれを物語っている」と主張し、国交が回復して日中間で自由往来ができるれば、結婚難の問題は自然解消するとの見解を示した。

第2に、「数の貧困と散在性」という在日中国人の特殊事情である。「留日華僑の場合第一に問題になるのはその数的貧弱と生活形態乃至居住地域の散在性にあるものと考えます。狭いとは申せ人口一億に近い日本全土に僅か四万たらずの僑胞が散在的に居住しており、しかも経済単位から見た戸数から言えば、せいぜい一万世帯が略々と聞いています。(中略)このような数的貧弱の中においてなお濃厚に見られる親近同族関係の存在は極めて自然に結婚の成立を阻害しております。更に居住地の散在性は相互交流を嫌がる上にも不便にし、結婚は扱て置き結婚前の条件すら十分に整えることが出来ません。およそ相知り相逢う機会のないところに結実の開花を望むことは不可能なことです」との意見が博氏から出され、これに多くの華僑も同感した。

第3に、「根強い封建性」という中国と在日華僑の伝統文化である。『学生報』は、華僑の親世代は「省別観念、宗教的排他主義、階級的な差別感」に基づく伝統観念で子世代の結婚相手を決めようとした。この行為が結婚難に拍車をかけていると問題提起した。さらに、100万円前後が必要とされる莫大の結婚費用をかけて結婚式を挙げた挙句、家族全員が夜逃げのように帰国するケースもあったと述べ、このような親世代の虚栄心に基づく結婚式の挙げ方に、反発する若い世代の声を紙面に掲載した。戦前から留学に来ているある学生は「本人同士の意思が全く無視され、金や品物と結婚するみたいだ」と批判し、九州から上京したM青年は「私の兄は長男なので、ムコウ式の結婚式を挙げたが、結婚の当人をナブリモノにするような結婚は私は絶対にしないつもりだ。兄も賛成している」と語った。横浜のある娘さんは「あんな古いやり方は絶対嫌です。自分たちの幸福を本当に祝って呉れる人たちだけをよんで、ささやかでも楽しい結婚式にしたいと思う」と抱負を述べた⁽²³⁾。

第4に、結婚生活に不可欠な「経済問題」である。当時(1955年)の日本では、家業を継ぐ以外の華僑青年が日本社会で職を得る大変さを強調し、結婚の経済的負担に堪えられない状況を説明した。経済的に成功した青年は少ない上、日本人女性に囲まれて、華僑女性と結婚しない。また華僑女性から見れば、華僑青年男性は「学問があっても経済力が乏しいとか、反対に経済力に恵まれても教養がなく人間的に物足りない」という問題点があると指摘し、青年男女の立場で華僑同士でも結婚が困難な実情を問題視した⁽²⁴⁾。

これら四つの理由でもたらされた「結婚難」を解決する方法として、華僑からは「信頼できる斡旋機関」を設立し、「男女交歓の機会」を作ることが大事と提起された。特に、甘氏からは「比較的信頼のおける青年」が中心の同学総会の活動の一環として、若い男女の結婚を斡旋する附属機関を設けるよう同学総会に提案した。この提案に対し、同学総会の委員の一人は、同学総会は積極的な協力者にはなれたとしても、僑胞から全面的な信頼を寄せられる機関になるのは難しいという見解を示した。この見解に対して、華僑の陳明卿は「先づ華僑総会に健全な結婚相談室を設けて、広範なる社会的信頼厚く、そして誠実且つ実践力ある男女各一名をその衝に當て月下老人の労を執らせ、同時に同学総会文化部の御協力の許に、總て(会員以外も含む)の青年男女を糾合する集会を時々行い、以てお互に交際の機会を与える、これに依り自然成長的に此の難問題を解決することが出来ると信じます」と提案した。一方、神戸華僑の林清木は「学生の運営では不安です。やはり相当の年輩者で社会的に信頼のある人が中心になるべきです。華僑界は複雑なので個人的に好嫌があるので各方面の、例えば大陸、台湾の出身者を網羅するようにして、一般僑胞が安心し信頼の置ける人が委員になると良いと思います。そして学生はその下で事務面を担当すれば円滑にいくのではないか。…そして結婚問題だけではなく、それに密接な関連をもつ就職問題も同時に紹介したらよいと思う。その手段として学生報や総会(華僑総会)の会報、更に国際新聞などを利用すれば一層成果がみられるのではないかだろうか」と同学総会の力を借りたいが、あくまでもそれは事務などの補助的な役割に留めるべきと主張した。

公的な紹介機関ができるかどうか分からぬ現状を受け、まず比較的に近くにいる青年男女が自由に交際する社交場或いは親睦機関を要望する僑胞も多かった。例えば賴氏は「新時代の結婚は勿論恋愛を基調とするが、愛は知から出発する見地より、青年男女が公然と一堂に相会し、各自お互が自由に愉快に語り合える機会、例えば音楽会、舞踏会映画会、遠足会、読書文化サークル等の如き健全な定期的催しで、男女相互の親愛感ある雰囲気を作ることが望ましい」と要望した。さらに黃女史は「婚姻法の「結婚自由」をはっきり認識し、勇気と情熱と誠意と努力によって全国の青年男女が速やかに団結、組織し自らの家庭の封建性を打破しつつ、その中でお互いを発見するのが一番理想的ではないか」と「婚姻法」に言及しつつ、青年男女の団結と華僑家庭の封建性の打破の重要性を強調した⁽²⁵⁾。

本特集の結びとして「根本的解決——封建性の打破 若い人の熱情と努力に期待 まづ家庭から実行しよう」と題する文章を掲載し、「結婚難の解決のため封建的な考え方は一掃しなければならない」という趣旨には全面的に賛成し、或いはそれを主唱する華僑であっても、実際にいざ自分の息子や娘が結婚する場合になると相手の門地を問うたり、経済的地位に拘泥し、或いは格式に頭を悩ましたりするのが通例のようです。これを人間的弱さと言えばそれまででしょうが、そこに華僑社会に根ざす封建性の根強さとそれを克服することの難しさがあることを指摘したい」という華僑家庭の封建性の打破の難しさを指摘した⁽²⁶⁾。

続いて、自ら家庭的な封建性の打破を実行した同学総会の会員の幾つかの実例を紹介した。「華僑間での結婚難の最も大きな障害の一つは、親達の根強い省別観念です。「うちの娘は広東省だから、嫁には広東省の娘がよい」といった老人の話は、よく聞かれます。ところが面白いことに今やこれらのドグマが若い人達の実力によって打ち破られていっているのです。実際にあった幾つかの例を挙げてみましょう。甲同学はK市の華僑の子弟で、東京の或大学に進学していました。彼は東京同学会で積極的に活動しているうちに、Y市の代表委員だった乙同学を知ったのでした。乙同学は女子美術学校に通っていた。二人は共に会員の為の工作（活動）を通じて知り合い、その後救済金の調査と一緒に出かけたり、会議の討論などで一層互いの人格を更に深く知り合えたのは、祖国について語る時でした。美しい山河に響く建設の音を創造して語り合う時、互いに卒業後はその建設に参加するのだと語り合う時二人の心は共鳴の高鳴りに驚くのでした。救済金の調査では、日本の社会の「おしひしやげられた人々」の姿を見て、「僕達の祖国ではこのような人達はなくなりつつあるのだ」という祖国での建設の意義の大きさを知るとともに、彼らに対する限りない同情の念を共に呼び起こすのでした。このような活動の傍、二人は新緑の美しい赤坂見附で船漕ぎの一時を楽しんだり、鎌倉のなぎさをスケッチしたり青春の誇らしい時間を過ごした。このような楽しい交りを二人は輝かしい結婚によって終わらせたいと望んだ。この時に問題は起きた。男の甲同学は台湾省人であり、女の乙同学は広東省人だったのだ。そして二人は結婚する間際迄、それに気が付かなかった。否、気を付ける必要はなかったのだ。ただ「お互に中国人である。」それだけで十分だと考えていた。彼女の家では、さして問題はなかった。ところが彼の家では問題が起きた。いや、正確に書くなら、彼の母親の友人達が「台湾省人が広東省人と結婚すること」に騒ぎ出したのである。神戸では、彼と彼女の結婚話が出る迄、台湾省人と広東省人とが結婚することはなかった。どうして？ どういう理由はない。ただ「結婚しないもの」だった。彼の母親は、この「怖るべき大人達」にあおられ、二人の結婚に反対し出して來た。彼は強かった。そして彼女も我慢強かった。二人の愛情がそうさせたのであろう。彼は堂々とその不合理を母親に話して行った。特に母親が広東の友人を持ちながら彼等の結婚に反対することはおかしいことを指摘して行った。又中国人は中国人であって、台湾省人も広東省人も変わりないではないかと強調した。息子に説かれ親は動搖出した。このようなことの好きな例の「怖るべき大人達」は遂に「子供を甘やかせるから、勝手な真似をするのだ。強くしっかりつける」と煽動し出した。夫の不在中の憐れな母親は息子に当たり出した。すると息子はきっぱり言明した。「これ以上僕達の結婚に反対するのでしたら、僕達は新中国に行きま

す。そこで新しい生活を二人で始めます。仮に生活が尚苦しくても。」と息子のこの強い反撃によつて、母親は折れ結婚を許した。「怖るべき大人達」の誤った考えは、息子の毅然とした態度により闘いの第一段階で打ち破られたのである。桜の花の咲き始める三月の末、二人は苦しかった闘いによって勝ち得た幸福を、甘い結婚行進曲に深く味わった。結婚指環を取り交わす際、二人は勝利の悦びに震えていた。しかし、闘いは、まだ終わらなかった。母親の友人達の眼は意地悪く光っていた。夢のような新婚旅行から帰ると、すぐ彼女の闘いは始まったのだ。母親に実によくつかえた。彼の弟や妹の世話をよくし、祖国の歌を教えたりした。そればかりでなく日本語の完全でない母親のため台湾語を聞ける程度に迄努力した。母親は彼女に満足し一緒に街によく出かけ、服を仕立てさせたり、装身具を買ってやつたりした。例の「怖るべき大人達」は、完全に自分達の敗北を知った。一人のこの素晴らしい成功は、周りの友人を刺激した。同じK市から東京に進学していた彼の友人丙同学は、彼のこの成功に勇気づけられた。台湾省人である母親に広東省人の乙女を愛していることを打ち開けた。丙同学の母親も最初は困惑した。だが既に甲同学達の成功を見せつけられている以上反対は出来ない。丙同学は婚約を発表した。丙同学達の愛情も、明年の春咲くことになっている。これらの例の他に、なお幾つかの事実がある。いずれもが私達若い人の力によって、親達の旧い誤った観念を次々と打ち破って行っているのです。まさに未来は私達若い人のものです。悩むことはない筈です。「偉大なる祖国を持つ私達は、新しい中国人として、大国民として学習に更に努力し、正しい見方を養い、正しい清らかな愛情を養ってゆくべきであります⁽²⁷⁾。」と締めくくった。

『学生報』で紹介された二つの実例はいずれも、省別観念によって親に反対された中国人同士の結婚を当事者自らの行動で勝ち取ったことであった。華僑の親達は、当時国際結婚どころか、同じ中国人同士でも、出身地域が違うだけで結婚に反対する程、旧い伝統文化の影響をなお強く受けている。このような状況に直面し、在日中国人の数が少ないこともある、青年男女が結婚難に陥ったのは想像に難くないであろう。

以上の説明から、この特集での「結婚難」とは在日中国人同士の結婚難を指している。特集は正に在日華僑青年、留日学生の多くは国際結婚の道を選んでいる実情を憂慮して組んだものと考えられる。特集では「婚姻法」に基づく結婚の自由に言及しているものの、全体を通して読めば、「国際結婚の是非を問わず」と述べながらも、「畸型的」という表現を複数回使い、国際結婚を問題視する傾向が見られた。封建性の旧観念を打破して中国人同士の自由恋愛を推奨する一方、国際結婚を選ぶ理由を客観的に明らかにし、是正策を講じていくなかで国際結婚は自ずとなくなると期待を込めた結論を示した⁽²⁸⁾。

同号の「編集後記」では、結婚問題特集について、各地の同学会との連絡が不充分だったため、同学(留日学生)からの意見は殆んど寄せられなかった一方、多くの僑胞(華僑同胞)の意見を掲載できたと説明した⁽²⁹⁾。4月20日号の結婚問題特集に続き、次号の1955年6月1日号も結婚問題の関連文章と読者からの感想を掲載した。

6月1日号の『学生報』では、前号の結婚問題特集に関連して、男女の自由交際の問題について「子女を持つ華僑が、自由交際がよいとは認めながらも、若い人たちに一種の不安を懷くのも故なし」とし、この点私たちは充分考えなくてならない。男女交際において屢々問題となるのは「友情と愛情」の問題である。「中国青年」紙上でもこの問題が取り上げられているので、抜粋しながら紹介してみよう」と冒頭に前号との関連を説明しながら、中国の雑誌の関連記事「青年男女の間の友誼と愛情」の一部分を中国語で掲載し、その上日本語で補足説明をした。記事は中国青年二人の対談の形で書かれており、「男女間に友情が存在しうるか」、「男女間の友情は必要か」、「友情と愛情をめぐる問題」などについて議論した。議論の結果、社会主義建設のため、女性も労働者として働く必要な社会では、男女間の友情が必要であり、それは国家建設のためにも、社会の発展のためにも良いことであり、また友情から愛情に発展することも有り得るが、愛情に発展しない友情もあることを認めるべきであるという考えを

全面に打ち出した。また社会主義中国ではまだ封建主義の思想が残っており、男女の交際はこの封建主義的な思想と戦い、友誼と愛情は自然で健全な発展を遂げるべきだという結論に至った⁽³⁰⁾。

また同号の読者感想文のコーナーでは、「「結婚問題」を読んで」という同学総会の横浜の女子会員からの投稿を掲載した。前号の結婚問題特集で指摘された横浜の特殊事情に加え、「国際結婚については、私も博定先生のいわれた「若い人にも責任がある」ということに大賛成です。勿論なかには欲に目がくらんだ父親が娘を無理やりに押し付けた場合もありますが、しかしこれは一部で、殆どが若い人たち自らの意思により、又ある環境によるものと私は考えます。では彼らは何故そうしなければならなかったか？ 勿論環境が一つの大きな問題となります。もう一つ、私は彼らが自分でしっかりした自覚を持っていなかった為だと思います。若し各人が自分が（中国人だ）というものを、もっともつはつきり意識し、又しっかりした将来についての自信を持っていたならば、たとえ父母が一時反対したとしても、私はいつかは父母が理解し許してくれるものと思います。結婚とは私達若いものがやるものであるから、私達がもっと結婚について考え、はっきりした自覚を持ったならば、国際結婚というき型的な状態も次々に姿を消して行くと思います」と結婚問題特集で多く用いられた「き型的」という表現を使って、国際結婚を問題視する見方に同調し、若者の立場から解決方法を提案した⁽³¹⁾。

同号の編集後記に「前号の「結婚問題」については、華僑の間にいろいろな反響があり、同時に同郷会や医師会などでも積極的に議論され、活潑な動きが現れています。この問題は在学中の同学には早いかもしれません、生涯の問題として今から考えても早くはないでしょう」と結婚問題特集の反響を紹介した⁽³²⁾。

四、『学生報』に掲載された小説「帰国」をめぐる論争

1955年12月1日発行の『学生報』第100号記念号では、「回国」（日本語訳：帰国、以下：「帰国」）という小説を読者文芸欄に掲載した。作者の陳青は、この小説を書いた動機について、「恋愛」「結婚」——それは、常人ならば一生に一度は経験する大きな喜びであり、また悩みでもあります。過日、学生報で華僑青年の結婚問題が取り上げられ、大きな反響を呼びましたが、私も又この問題について、常に考えさせられているのであります。そして、それが、この「回国」を書いた動機でもあります。華僑間の結婚の問題は非常に重要であると共に複雑もあり、一概に公式的な結論を出すことはできないと思います。そこで、私はこの文章に於いて、このような問題を提出して、皆さんと一緒にいろいろと考えてみたいと思います」と冒頭に書き、前述の結婚問題特集が小説執筆のきっかけであると述べた。

「帰国」は、張さんと伊藤さんの二人の出会いから別れまでのストーリーが物語の中心となって展開されている。二人は中学、高校の同級生で、知り合って間もなく付き合うようになったが、その交際は両家の家族からも認められていた。そして、伊藤さんが懸命に支えてあげたこともあり、張さんはめでたく東京の大学に進学する。進学後、張さんは同学総会の活動に参加し、中国人としての民族意識が芽生えるようになった。張さんの上京から一年後、伊藤さんも上京して就職、東京同学会の中国語勉強会に加わるなど、中国語や中国について懸命に勉強し、張さんを愛し続けた。ところが、張さんが同学総会の執行委員となり、事態は大きく変化する。同学総会の国際結婚は望ましくないという風潮の中で、張さんは伊藤さんとの関係を続けるべきか迷うようになったのである。迷った結果、第三次帰国船で中国に帰国し祖国の国家建設に参加すると決心した後、帰国するなら国際結婚は避けたほうが良いと親から言わされたこと、国際結婚に多くの障壁があることも考慮し、張さんは伊藤さんと別れた。その後、張さんは同じく同学総会の執行委員であった在日華僑出身の中国人女性と結婚して一緒に帰国したところで物語は終わる⁽³³⁾。

「帰国」を掲載後、その次号の1956年2月1日号では2本の読者感想文を掲載した。

まず日本人女性の田中律は感想文の冒頭に「私は“伊藤さん”と同じく、多くの中国人と接触し、その中で生活している一日本人です。そして、皆様と共に“溝の中の青春”に悩み、“回国”的悲劇が文學的現実としてでなく、身近に起こりえる可能性に逡巡する一人の女として、この回国の持つ意味をより深く理解し得たと自ら信じて居ます」と書き、「帰国」が提起した国際結婚をめぐる問題を自身の問題としてとらえていると明言した。「帰国」の内容について「“張”に深い愛情をもち、遂にかなえられて、彼と共に“新婚の喜びと旅立ちの興奮”を抱いて祖国へ帰って行った中国の或る女性と、“国際結婚が生み出すかもしれない多くの困難を恐れない”と決意し乍ら、やがて、“張”的回国によって、“その悲劇の幕”が“閉ぢ”られなければならなかった彼女。二人の女性について、私が日本人だからという理由ではなく、又彼女が悲劇の主人公だったからというそれでもなく、二人とも、真直に“張”への愛情と向い合い乍ら、一人は“張”的去ってゆくその距離の大きさに“ひとすじ”的涙を流し、だが“元気を出します”とかろうじて言った彼女と共に、私は何かしら“張”に類する人間の愛情の限界をとても意識させられています」と伊藤さんへの同情とともに、「“張”に類する人間の愛情の限界」についても言及し、在日中国人との恋愛の難しさに対する率直な感想を書いた。さらに「“本当に愛し合っているもの達を阻む障壁は当然私たちの努力によって完全にのぞかなければならない”といった彼女。その障壁が、一体何を意味するか、作品の上でははっきりしないけれど、”張との将来を夢見”“新中国を理解しようと努力し、中国語を熱心に勉強した”からには、少なくとも政治的な意味での障壁をも彼女は意識していたのではないかと思います。そうした障壁を取除こうと願う彼女の努力には、学園の中で育ったひよわな恋を育てる為のかすかな生活の匂いがあった。しかし“張”には？、彼女は“張”的一生にとっての秘められた“宝”であり、その恋が、別離という結末で終わったが為に“清く”“美しく”切なかつたが“夢を求める”“恋を賛美した”“ロマンチスト”としての“張”には、愛情の基盤となるべき生活の土壤の断片すらなかった。恋は“現実を超越した”“宝”では更なく、そこには荒々しい人間の呼吸があり、体臭があり、皮膚がある、それを“回国”は私に再確認させてくれた様です。“国際結婚の引き出す多くのトラブル”は純粹に客観的原因だけでなく、“張”的或は数多くの“張”的、現実との闘いの態度にもあると考えるのは、私の一面的な見方でしょうか」と書き、国際結婚の障壁の本当の意味を問い合わせながら、“張”に類する在日中国人が国際結婚に直面した際、現実と真摯に向かっていないと批判した⁽³⁴⁾。

続いて「国蘭」のペンネームで『学生報』で何度も文章を投稿した男性会員は、小説だけではなく、『学生報』の編集方針も次のように批判した。

「過日学生報で華僑青年学生の恋愛、結婚問題が取り上げられ、色々な反響と好評を読んだが、今度又読者文芸として“回国”を載せ、新たな問題を提出されて居ますが、私は此の一小品文を読んで、直感的に先ず、此の物語の主人公である、張兄が余りにも、国際結婚に対して勇気がなさ過ぎたのではないかと思った。勿論私は別に国際結婚を全面的にすすめる訳ではないのですが、よく世間でも言われる通り、“愛情に国境は無い”的だから、その愛情が純粹であればある程、国籍をうんぬん言うのはどうかと思う。過日の学生報で国際結婚問題を取り上げた時も思ったのですが、一方的に国際結婚を危険視するのは早計すぎやしないかと思った。勿論国際結婚は確かにそれを成功させようと思へば、相当の努力と忍耐を必要するが、私がつらつら思うに、結婚の幸福と言うものは、相互にいろいろな面に於いて努力してこそ、眞の幸福が訪れるものだと思う。過去の中国では、他國者とは勿論の事、他省者との結婚すら極端に排撃していたものである。此の様な習慣がはたして、善か悪か、言う迄もない事でしょう。そして現在、それが、他國者即ち国際結婚として問題にされているのである。私の此の問題に対する考えは、結婚は必ず愛情によって、為されるべきであり、国籍の相異を云々するのは、人種的偏見を無意識の内に持っているからだと思うのです。何處の國の人間にでも、善人も居れば悪人も居る。何々人だから駄目だと言うのは、考へ直すべき思想ではないでしょうか？ 私は結婚に対しては、常に恋愛即ち

愛情を最大最上の条件として見ている。確かに、国際結婚となると、風俗・習慣の相異から、色々と起こさなくてよい、誤解やトラブルを起こす率が大きいが、しかし、それらを事前によく認識し、理解してさえいれば、そして、御互の愛情と努力によって、それらを克服していくけば、そのあとにくるものが、眞の幸福、自分達の力に依って勝ち取った幸福だと言へるのではないでしようか？ 故に私は常に、対象は何国人でも良いと思っている。勿論同国人なら問題にはならなく最良だが、日本人でも、米国人の人でも良いと思っている。要は、その本人の人格性質知性であると思っている。さて“回国”の中に「同学会でも此の事が問題され結論として国際結婚は望ましくないとされている、僕は執行委員として、此の様な議論を聞く度に、たまらなく苦しかった」とあったが、学生報が、どうして、此の様な重大な問題に人の一生を支配するともいうべき問題にこうも簡単に“否”的速断を下したのかと、疑問に思った。少なくとも、この学生報の速断によって、張兄なる人物が、悩み苦しんだのである。此の事に対して、学生報はどうこたえるのでしょうか。それとも学生報は絶対的な自信のもとに、このような結論を出したとでも言うのでしょうか⁽³⁵⁾。」

以上2本の感想文は「帰国」という小説、更には『学生報』に対する批判を含むものであった。こうした批判に対し、1956年3月1日号では、同学総会の幹部と『学生報』の編集者による反論記事を2本掲載し、「回国をめぐる読者の論争」という欄を設けた。

まず「学全」と名乗った同学総会の幹部は、「前号に早くも田中氏と國蘭同学との読後感が寄稿され私も少からずこの問題について関心があるので、両者共興味深く読みましたが、もう少し突込んだ意見を述べてみたいと思います。「回国」の結果は張兄と一中国人女性とが結ばれ、その裏に、張兄と伊藤さんとの別離があったのですが、ここに「国際結婚」そのものの以前の「国際愛情」の限界があり、別離があったと考えられます。張兄は、日本に生まれ日本に育ち、ただ“中国人”的看板のみしか掲げておらず、ややもすればこの看板さえ何処かに置き忘れ、更にはうつとうしさを感じるのではないか。これは張兄が上京せず、このままの状態でいたならば伊藤さんと結ばれたに違いありませんがしかし、彼が上京し“中国人”としての意識を持ち始め、遂に彼は“中国人”としての無限の喜びと誇りを持ち、そして祖国を得たのでした。…私達が日常よく使う「愛情」「結婚」という言葉をどう考えて使われているのか、私には疑問と思われるのです。「結婚」という言葉でさえ、國蘭同学は“世間で言われる通り「愛情に国境はない」のだから…国籍云々はどうかという”といい、更に語を継いで、それを「省別観念」と結びつけ、それを「人種的偏見」と極めつけているが、少々飛躍してのごとを考えられたと思われます。…日本の女性と結婚した形態を少し見ますと、戦前、戦中、戦後と当時の中国人の日本での社会的地位を反映した結婚をしておりますが、離婚の比率は中国人同士の結婚より多い。一見幸福そうな結婚生活を送っているように見えますが、やはりその底には、大なり小なりの波が漂っているのです。何が原因しているのでしょうか。張兄同学の両親も比較的恵まれた結婚をしているのに息子に「国際結婚」を反対されているのです。これはあながち風俗、習慣の違ひのみとはいえないものがあり、この風俗、習慣に慣れたからといって即ち“国境を乗り越えた”と考えることは早計を思われます。華僑の人達が多少経済的に余裕が出来ても「やはり日本は住みにくい」という言葉をしばしば聞きますが、大部分の華僑は、若くして（十代から単身渡日）日本に來たので、日本の風俗、習慣には多かれ少なかれ卅年以上の生活で慣れて來たものと見られる。しかし彼等の血の中には、中国人としての民族の誇り得べき血が通っているのです。張兄は私達華僑の子弟と同じく、中国人としての意識が低かったのです。前述の如く、彼が彼自身の体内に凝固していた中国人としての“血”が流動し始め、そして偉大な祖国を見出したのです。勿論、私は国際結婚を否定するものでなく、かりに、国際結婚に反対したとしても、それは日本人に対する偏見でもなんでもないのです。この民族意識を超えて中国人になりきると言う事は、愛情を手段にしても相当困難な事と思う。私達中国人の男性が中国人としての誇り、即ち民族意識を持って日本女性へ婿に行った時、中国人としての自分を脱皮し日本人にな

り切れるか考えて見たことがありますか？勿論、私達は過去の失敗の原因を追究し、そのような誤りを犯さないようにしなければなりません。この民族意識を持たないで、単なる愛情のみで結婚という過程に進まれた場合“喉元過ぎれば熱さも忘れる”式で、一見正常な結婚を営まれている様でも、それこそ中国人として苦しみ悲しみも共になされることは難しいことです。先ほど少し述べましたが、“国際結婚”的相手の女性が祖国に対して個人の愛情から祖国への愛情として、人民の一人として祖国の建設に参加ができる様になることを望みます。私達華僑の子弟も中国人として恥ずかしくない様に、祖国に対する学習をしようではありませんか。私達が中国人としての民族意識を持つことにより、この問題に関する限り自分自身がもつ冷静に対処し得る状態になることを述べておきます。とりとめもなく書き綴ってみましたが、私の言わんとすることは賢明な同学諸兄姉には理解して頂けると思います。“結婚”自体を軽々しく考えることは危険で、現実は厳しく甘いものではないということを考えて下さい。“国際結婚”を以上のような条件抜きで考えず、もっと冷静に理性を失わず足元を見てほしいと望み、最後に、国蘭同学のいわれる通り、相手の純粋な美しい愛情を踏みにじる事のない様に、恋愛、結婚をしてほしいと望みます」と書き、前号の2本の感想文に対する反論を述べながら、国際結婚に対して慎重な姿勢を持つべきと論じた⁽³⁶⁾。

続いて『学生報』の編集者が「東靖」と名乗り、「国蘭兄に答えて」と題する署名入りの記事を書き、国蘭の『学生報』に対する批判に反論した。

「国蘭兄をはじめ多くの同学が学生報を熱心に読まれ「回国」に寄せて積極的に投稿してくださったことに対し、その編集にたづさわった一人として先づ敬意を表します。こういう問題については、読者がこの紙上で意見をたたかわしてこそ意義があるので、編集側からいちいち口出しすべきではないのですが、国蘭兄がかつての「華僑界結婚問題」特集に対する編集態度に言及していますので、その時の責任者として一応お答えすべきと考え、敢えて筆をとりました。国蘭兄は「読後感」の中で、学生報が一方的に国際結婚を危険視するのは早計で、このため「回国」の中の張氏は悩み苦しみ、遂に伊藤さんという犠牲者まで出したといい、学生報はこれに対して絶対的自信ありやと詰問しておられる。しかし編集の真の意図は、その前書にもあるように僑界に横たわる結婚難の原因の糾明であり、民族的観点からの社会的重要性の喚起にあります。国際結婚の問題はただ一つの大きな要因として取り上げたにすぎません。従ってそこでは国際結婚の是非を論じているのではなく、主題である結婚難の原因との関連性に重点をおいたつもりです。ただ引用した意見に国際結婚を好ましくない傾向とするものが「一方的に」多かったのは事実であり、中には民族的立場からこれを「危険視」する意見もありました。このため国蘭兄は「学生報が……」と速断されたのかも知れませんが、それこそ早計です。勿論記事全体を読んだ上で読者がどう判断されても自由です。学生報はとかく視野の狭くなりがちなこの種の問題に対して冷静に客観的に考える資料を与えるものです。この意味では、たとえその資料に不足や強弱あったとしても、学生報は「絶対の自信」を持っています。次に張氏に対する責任？問題ですが、国境までも乗り越えたという程強い二人の愛情が学生報によってくづされたとでも言うのでしょうか。たった二人だけの小さな世界に閉じこもっていた張氏が、学生報を読むことにより、自分たちの姿と将来を客観的に見直し、冷静に考えた結果、自分で最も正しいと信じた道を選んだと解釈は出来ないでしょうか。その結果の当否は別として、この意味では『学生報』はむしろ張氏に勇気を与えたと言えるでしょう。もしそうだとしたら伊藤さんが犠牲になったとみるのは当たらないでしょう。たとえ伊藤さんが恋の勝利者となりえたとしても果たして今後の生活の上で真の勝利者となれたかどうか。国蘭兄の感想を通じて感じたことは学生報が国際結婚を客観的に社会的問題として取り上げたのに対して、国蘭兄はこれを主観的に個人の幸福という観点から考えておられるようだ。国際結婚の是非を論ずる場合、我々は両面からみる必要があると思う。ここでは一応事務的なお答えに止めて、その是非論については必要とあれば次の機会にさせていただく。この問題は日本で生活する我々にとっては本当に切実な問題ですから、この紙上

を通じてみんなで討論し、考えて行きたいものです。」

「東靖」は『学生報』の結婚問題特集では、国際結婚に批判的な論調が多かったことを認めつつ、それは華僑界の結婚難の原因糾明の結果であり、『学生報』は「帰国」の主人公である張氏の選択は『学生報』の特集によって「勇気を与えた」という表現で正当化し、国際結婚を選ばずに一緒に中国への帰国を同意してくれた中国人女性との結婚を賛美した。また犠牲者とされた伊藤さんについて、張氏との恋を実らせても、「その後の生活の上での眞の勝利者になれるかどうか」と問い合わせて、愛情を持つ国際結婚でもうまく行かない可能性が高いことをにおわせた書きぶりであった^[37]。

以上の二つの反論文章から見ても、同学総会も『学生報』編集部も国際結婚に「否定的ではない」と書きながらも、慎重であるべきとの姿勢を変えていないことは明らかであろう。

そして、最後にこの論争を締めくくったのは、「帰国」の作者である陳青が1956年4月1日号に掲載した読者感想文に対する回答文である。陳は「読者の御意見をお聞きすると、私があの文章の中で私自身の意見をなるべく表面に出さないようにしたことは、疑問であり、むしろもう少し私自身の見解をはっきりとうち出すべきであったように思われます。そこで私は今から、投稿者の御意見を参考にしながら、私自身の見解を述べてみようと思います。國蘭、田中律の両氏はこの作品の主人公「張」の「伊藤」さんに対する愛情の純粹さを疑い、彼の取った行動を批判しておられます。そして、互いの純粹な愛情を基盤にした「国際結婚」の可能性と意義を肯定し、また国際結婚を危険視することは早計であると言われます。率直に言って、私もまた「張」の取った行動の全てが正しいとは決して思っていませんし、また「国際結婚」を頭から否定するつもりは全然ありません。それでは、なぜ私は此の問題をわざわざ提起したのでしょうか？ 私が考えには、我々同学は今まで、このような我々自身の重大な問題に対して少し無関心がありました。いや、無関心というよりは、この事を真剣に考えあう態度がなく、なにか茶化したようなところがありました。私は此の問題は決して、ふざけ半分な態度や互いの私生活に関する事だからと言って無関心でいてよいことではないと思います。我々は此のことをもう少し論理的に、じっくり考えなければならぬのではないでしょうか？ その点で、かつて学生報がこのテーマを取り上げて同学の注意を喚起し、また学生間でも、だんだんこれが真面目に考えられ始めたことは当然のことながら、好ましい現象だと思います。ただ誤解のないように申しますが、国際結婚を話題にすることは、それを単に否定することでは決してなく、それを正しく評価する為のものなります。さて、私は「国際結婚」を我々は、二つの面から考えてみなければならないと思います。即ち、主観的考察と客観的考察とが必要だと思うのであります。最初に国際結婚を主観的な立場から考えた場合には、先ずお互いの愛情が問題になります。田中さんは「恋は現実を超越したものではなく現実の生活の土壤の中にあり、そこには荒々しい人間の呼吸があり体臭がある」と言はれ、國蘭氏は「愛情には国境がなく、純粹な愛情がありさえすればよいのであり、国籍をうんぬんすることは誤りである。結婚には愛情が最大最上の条件である」としていられます。私も「結婚には先ずお互いの純粹な愛情が絶対に必要である」という意見には賛成であります。ただ「愛情」という概念に包含される意義について少しくわしく考えてみると、それは単に肉体的なあるいは感性的なものだけでなく、もっと広い人格的な精神的なものまでも含んでいることは当然であります。しかし私は更にそれには「思想的」なものまでも含まれていなければならぬと思います。なぜならば、新しい時代に生き、新しく生まれ変わった祖國人民の一人として行動しようという我々にとっては思想というものを抜きにして、人間を見たり、生活を考えたりすることはできないからであります。新中国の若人に「あなたの恋人の理想は？」と尋ねたら、「労働を愛し、学習が好きで進歩的な思想を持っている人」と誰もが答えると言われています。日本のように「ハンサムでお金持ちな人」とはだいぶん違っているわけです。…すべての投稿者が認められているように、国際結婚は風俗、習慣その他のことから起きなくてもよい誤解やトラブルが起こり易いのですからこののような障害を克服する為にも、より一層お互いの強い決意と思想の一致が必

要になって来るのであります。次に国際結婚を客観的立場から考えて見ましょう。我々は物事を一面的に考えてはいけないのであって、国際結婚も単に当事者の愛情だけの問題として考えないで、これを社会的に考察し把握しなければなりません。即ち、今まで国際結婚がかなり多く行われたことの社会的原因と、そのことが生み出した結果を考えてみることが必要です。社会的原因としては、同学並び華僑青年間の親密な交流が今まであまり行われなかつたことと、中日両国の国交が未回復のため、祖国青年との交流がほとんどなかつたことが考えられます。このような原因は明らかに是正されなければならないことがあります。我々は国交回復のため微力ながら、できるだけの協力をしなければならないし、また組織活動を活発にして広範な同学、華僑青年の団結と交流を深めなければなりません。次に国際結婚のもたらした社会的結果としては、一部の同学、華僑青年の結婚難が考えられます。しかし、このようなことは先の社会的原因が完全に除去されれば、自然に解決されることであります。結論として、我々は国際結婚を感情的に認識するだけでなく理性的にも認識し、今までの国際結婚の背後にある社会的矛盾の克服に努力し、また、若し国際間の愛情が生まれた時には絶えず、それを理性的、客観的に内省し将来に対する確固たる決意と見とおしを持っていなければならない。そして、その上で生まれた国際結婚なら我々は心から祝福すべきであると私は信じます」と書き、国際結婚を否定的ではないと前置きしながら、国際結婚の主観的考察と客観的考察を行い、更に華僑界と留日学生の結婚難と関連付けて、国際結婚の難しさとそれによってもたらした結果を指摘した。文章の文脈から見ても、4月1号の同学総会の幹部と『学生報』の編集者の反論文章と類似しており、国際結婚に対する慎重姿勢を崩さなかった⁽³⁸⁾。

終わりに

本稿の『学生報』の結婚に関する記事や文学作品に関する分析を通じて、中国の「婚姻法」の公布・施行と日本社会の変化を背景に、自由恋愛による結婚は1950年代の留日学生、華僑子弟のなかでも一般的になってきたことが明らかになった。しかし、在日華僑の先輩や、同学総会の執行部、『学生報』の編集者は、自由恋愛による結婚は、国際結婚即ち中国人と日本人の結婚を避けるべきであり、すでに数多く行われた国際結婚の傾向が是正されるべき現象であるかのような姿勢が見受けられる。特に東京華僑総会会长の康鳴球の「畸形的」という表現が象徴するように、在日華僑社会では、中国人と日本人青年との結婚は危惧すべき問題であった。

1949年の中華人民共和国建国前の時点での解放区の自由恋愛の結婚に関する文学作品「小二黒結婚」を掲載し、中共の結婚觀、「婚姻法」の公布・施行に関する『学生報』での宣伝や、中国の婚姻法促進キャンペーンに合わせた『学生報』での記事も、自由恋愛による結婚の中国での実現を高く評価し、日本社会、特に在日華僑社会でも見習うべきという論調を打ち出した。しかし、『学生報』の編集部や同学総会の執行部では、その自由恋愛による結婚は、日本人と中国人の国際結婚を勧めずに、中国人同士の結婚による帰国や、在日華僑社会の団結のしやすさを強調する傾向が『学生報』の記事から読み取ることができた。筆者はこの傾向は、中国の「婚姻法」に対する同学総会の解釈と理解する。すなわち、同学総会は1948年以降日共と中共の指導下に入り、特に1952年以降中国政府の日本での協力機関になった関係で、留日学生の帰国を呼掛け、対中協力を進行中で、華僑社会の団結の強さが重要になり、「婚姻法」の自由恋愛による結婚を自分たちが利用しやすいように解釈した。在日華僑の中国人同士の結婚は、台湾や廣東出身の違いによって結婚不可という古い慣習、高額の結納金などの封建的な縛りを打破すべき問題であり、出身地域が違っても自らの結婚を勝ち取った留日学生のカップルたちを高く評価した。一方、国際結婚という「畸形的」な結婚を問題視し、その問題を解決するための方策を様々な形で提案した。

もちろん「帰国」という小説をめぐる論争のなかには、国蘭の投稿のように、国際結婚を問題視する傾向に疑問を投げかけたものもあった。ただし、「帰国」という小説の編集者や同学総会の幹部からの反論、作者の陳青の反論記事を掲載したことから、そうした疑問を受け入れない『学生報』編集部の意図が読み取れるであろう。一方、結婚問題特集の留日学生の意見、田中律氏や国蘭氏の反論記事から、同学総会の会員である留日学生や『学生報』の読者である日本人青年が必ずしも、全員同学総会の執行部の意見に賛成しているわけではないことが分かった。また同学総会や華僑界の名士が問題視する国際結婚を多くの在日中国人青年がしている事実からも、この問題に対する留日学生たちの態度が分かるであろう。それでも、同学総会の執行部はあえて特集を組んだり、文芸作品を掲載したりなどの活動して、日本人との国際結婚ではなく、中国人同士の結婚を勧めたのは、同学総会や在日華僑界の団結を強化し、帰国する場合の障害を取り除こうとする目的があつたためと言えよう。

筆者の管見した限り、結婚問題に関して『学生報』が最後に取り上げた記事は中国国内での晩婚推奨を紹介するものであった。

「最近中国では結婚適齢期は男三十女二十五といわれてきている。そして先月開かれた政治協商会議でも、「あわてて結婚しないように」と提唱した。過去において我が国では早婚の悪習があった。この悪習を改めるために、婚姻法で結婚の最低年令を定めた。この規定は最低年令が過ぎれば結婚したほうが良い、とかしなければならぬということではない。実際に、結婚は二十五過ぎれば益があつても害はない。ところが現在多くの青年は二十五歳どころか二十歳にならなくとも結婚して「出産を早め、若い夫婦のつくり出す困難をいよいよ大きくさせて」いるのである。609人の妊婦のうち17%が年二回子供を産み、53%が二年に二回、22%が三年に二回子供を産む。国綿第十九工場で現れた統計である。「ここ数年来、中国の人口は毎年平均2.2%づつ増加している」と人民日報は社説で人口問題をとりあげているが人口増加の問題、今や早婚禁止と産児制限を真剣に考慮しなければならなくなってきた。ところでこの話を聞いた或る同学は、学生報であんなに結婚の問題を取り上げる必要はなかつたかなと首を傾げていた。そして僕もあわてずによかったなど。あわてものは「要するに歳が五つ違えばよいんだろう？」⁽³⁹⁾」。

中国政府では、人口増加を問題視するようになり、国内では晩婚を勧めるようになったことで、同学総会も在日中国人もその政策に合わせて結婚を焦る必要なく、国の結婚の推奨年齢まで結婚すればよいという論調に変わり、結婚問題をめぐる論争は終焉を迎えた。

本稿は日本学術振興会科学研究費（基盤研究C）「戦後日中関係史の再検討：国共双方の対日工作的展開と中国人団体・中国関連団体の役割」（研究代表者：荒川雪（王雪萍）、研究課題／領域番号21K00910）、科学研究費（基盤研究B）「戦後冷戦初期日本の華僑社会に関する実証的研究：東アジア秩序の再構築」（研究代表者：陳来幸、研究課題／領域番号18H00703）、科学研究費（基盤研究B）「教育の交流と東アジア国際関係－中国人留学生の派遣と支援」（研究代表者：孫安石、研究課題／領域番号17H02686）による研究成果である。

注

- (1) 荒川雪「戦後中国人留日学生団体と日本共産党・中国共産党——中国留日同学総会執行部と日共中国人細胞（支部）の関係を中心に」陳来幸編著『冷戦アジアと華僑華人』（風響社、2023年）57-87頁。
- (2) 過放「在日華僑における婚姻の変遷：婚姻観及び配偶者の選択を中心として」『社会学雑誌』（神戸大学）第8巻、1991年3月、178-211頁。過放「在日華僑の婚姻儀礼：結婚における慣習とエスニシティ」『社会学雑誌』（神戸大学）第9巻、1992年3月、152-181頁。過放「在日華僑における社会とアイデンティティの変容に関する研究」（神戸大学大学院文化学研究科博士論文）、1995年3月31日。
- (3) 「学生報の三大意義 旧総会主席博定氏談」『中華留日学生報』1948年1月15日、30日合併号。資料の裏

- 集状況について王雪萍・田沼彬文「『中国留日学生報』記事目録」大里浩秋・孫安石編『近現代中国人留学生の諸相——「管理」と「交流」を中心に』(お茶の水書房, 2015年) 529-635頁を参照してください。
- (4) 日本華僑華人研究会編『日本華僑・留学生運動史』(日本僑報社, 2004年) 67頁。
 - (5) 何義麟『戦後在日台湾人の处境と認同』(五南出版, 2015年)。田遠「戦後直後における中国人留日学生の境遇と選択: 1945~1952—主に『中国留日学生報』を通じて」(神奈川大学大学院外国語研究科博士論文, 2014年3月)。田遠『一九四五年終戦直後の中国人留日学生の境遇と選択——プランゲ文庫で辿る「国家像」』(中国文庫株式会社, 2017年)。
 - (6) 同じ苗字の人同士では結婚しない。
 - (7) 許燈炎「同姓結婚とその遺伝学的考察」『留日学生旬報』1947年3月10日。
 - (8) 王雪萍「在日中国人メディアが記録した留日学生の思想の変化——中国留日同学総会の機関紙『中国留日学生報(1947-1949)』を手がかりに」——』『東洋大学社会学部紀要』(東洋大学社会学部) 第57-1号, 2019年12月, 21-38頁。
 - (9) 史文「紹趙樹理先生及「小二黒結婚」」, 趙樹理・作 米谷・画「小二黒結婚(一)」『中国留日学生報』1949年3月15日。趙樹理・作 米谷・画「小二黒結婚(二)」『中国留日学生報』1949年4月1日。趙樹理・作 米谷・画「小二黒結婚(三)」『中国留日学生報』1949年5月15日。
 - (10) 隋藝「1950年「婚姻法」の施行から見た中国社会の変容」『社会科学研究』(東京大学社会科学研究所) 73卷(2022)1号, 2022年3月, 67-79頁。
 - (11) 陳萼芳「新婚姻法——解放された祖国の婦人」『中国留日学生報』1950年7月1日。
 - (12) 戴蘭「新婚姻法と留日華僑婦人」『中国留日学生報』1950年7月1日。
 - (13) 隋藝「1950年「婚姻法」の施行から見た中国社会の変容」『社会科学研究』(東京大学社会科学研究所) 73卷(2022)1号, 2022年3月, 67-79頁。
 - (14) 米俊作, 鶴鳴訣「闘いによって得た幸福」『中国留日学生報』1953年5月5日。
 - (15) 前掲荒川雪「戦後中国人留日学生団体と日本共産党・中国共産党——中国留日同学総会執行部と日共中国人細胞(支部)の関係を中心に」57-87頁。
 - (16) 康鳴球「学生諸君に望む 大同団結と同学会の強化を」『中国留日学生報』1955年4月20日。
 - (17) 「意義」『中国留日学生報』1955年4月20日。
 - (18) 「意義」『中国留日学生報』1955年4月20日。
 - (19) 「集団結婚で大成果(神戸)」『中国留日学生報』1955年4月20日。
 - (20) 「複雑な東京・結婚難は切実 同学会の活動に期待」『中国留日学生報』1955年4月20日。
 - (21) 「重大な関心をもつ横浜 青年男女の民族意識高まる」『中国留日学生報』1955年4月20日。
 - (22) 「国際結婚 異型的発展・結婚難と悪循環 現実問題として是非論より原因除去 若い人にも責任——愛情で結びつけ」『中国留日学生報』1955年4月20日。
 - (23) 「結婚難則国際結婚の原因をさぐる」『中国留日学生報』1955年4月20日。「誰がための結婚か? 若い人への暖かい理解を」『中国留日学生報』1955年4月20日。
 - (24) 「経済問題の解決——結婚に優先 青年学生への再認識を!」『中国留日学生報』1955年4月20日。
 - (25) 「解決 信頼できる斡旋機関〔問題は実行〕 男女交歓の機会を〔同学会に期待〕」『中国留日学生報』1955年4月20日。
 - (26) 「結び 根本的解決——封建性の打破 若い人の熱情と努力に期待 まづ家庭から実行しよう」『中国留日学生報』1955年4月20日。
 - (27) 「ある実例 愛情と努力の勝利=若い人達による省別観念の打破」『中国留日学生報』1955年4月20日。
 - (28) 「大勢は消滅への方向へ」『中国留日学生報』1955年4月20日。
 - (29) 「編集後記」『中国留日学生報』1955年4月20日。
 - (30) 「青年男女之間の友誼和愛情」『中国留日学生報』1955年6月1日。
 - (31) 「学生報「結婚問題」を読んで」『中国留日学生報』1955年6月1日。
 - (32) 「編集後記」『中国留日学生報』1955年6月1日。
 - (33) 陳青「回国」『中国留日学生報』1955年12月1日。
 - (34) 田中律「“回国”に寄せて」『中国留日学生報』1956年2月1日。
 - (35) 国蘭「“回国” 読後感 愛情に国境はない」『中国留日学生報』1956年2月1日。

- (36) 学全「“回国”によせて」『中国留日学生報』1956年3月1日。
- (37) 東靖「國蘭兄に答えて」『中国留日学生報』1956年3月1日。
- (38) 陳青「一作者の立場から—“回国”の読者に答える」『中国留日学生報』1956年4月1日。
- (39) 夏「喫煙室 男三十、女二十五 あわてて結婚しないこと」『中国留日学生報』1957年4月1日。

The “Marriage Issue” facing Chinese Overseas Students in Japan in the Early Postwar Period: Expectations of Local Chinese Groups in Japan and Young Students’ Views on Marriage, as Seen by Reporting in the “Chinese Students’ Press in Japan”

Arakawa Yuki

要旨：

Through the analysis of articles and literary works on marriage in the “Chinese Students’ Press in Japan”, it is clear that marriages for love became common among young overseas Chinese students in the 1950s. This was against the background of the promulgation and enforcement of China’s “Marriage Law”, alongside changes in Japanese society. However, more senior overseas Chinese residents in Japan, along with the executive committee of the Chinese Students Association in Japan (CSAJ), and the editors of the “Chinese Students’ Press in Japan” seem [ed] to have the attitude that marriages for love [were] a phenomenon that should be reversed. International marriages, that is, marriages between Chinese and Japanese people, should be avoided and the trend of many international marriages that had already taken place should be reversed.

On the other hand, from the opinions of Chinese overseas students in Japan and the rebuttal articles of readers on the marriage issue, we learned that not all Chinese overseas students in Japan and young Japanese readers of “Chinese Students’ Press in Japan” necessarily agreed with the opinions of CSAJ. Even so, the executive committee of CSAJ pushed ahead to organize special features and publish literary works to encourage marriages between Chinese people, rather than international marriages between Japanese people, in order to strengthen the unity of CSAJ and overseas Chinese communities in Japan and to remove obstacles that those in international marriages might face in returning to the PRC.

キーワード：People’s Republic of China (PRC), “Marriage Law of PRC”, “Chinese Students’ Press in Japan”, the Chinese Students Association in Japan (CSAJ), Views on Marriage

研究所常任委員メンバー（2023年度）

所長
会計
『人文学研究所報』
共同研究グループ・自己点検
図書
ホームページ・ニュースレター

松本和也
大川真由子
小松雅彦
鈴木慶夏
崔瑛
ティネッロ・マルコ

人文学研究所報		No. 21
二〇二四年	三月十五日	印刷
二〇二四年	三月二十七日	発行
編集兼	横浜市西区みなとみらい四一五一三	価額
发行人	神奈川大学人文学研究所	一、〇〇〇円
印刷所	電話〇四五（六六四）三七一〇（代表）	代表者 松本和也
株式会社	精興社	
電話〇三（三三九三）三〇一二（代表）		

人文学研究所報

Bulletin of the Institute
for Humanities Research

No. 71 2024, 3

ヒュウザン会（フュウザン会）展覧会の同時代評価	松本和也	1
日常生活資本が地域への愛着に与える影響	松本安生	23
ジェンダー化されたメディウムとしての制服 ——「OL」カテゴリーの視覚化	笠間千浪	39
発達障害・知的障害を持つ子どもの自然体験活動を通して 育ちの保護者の実感と認知	渡部かなえ	59
回顧的な語りからみるわらべうたのイメージ： 子ども世代と親世代の体験を比較して	麻生典子	71
ホスピタリティ産業従業員の勤務地域と勤務会社への愛着と ESの規定要因に関する研究——宿泊業・小売業・ 飲食業の比較を通して——	崔瑛・菅野正洋	87
アントニオーニにとって“シンチェリタ”とは何か（2） ——自身と自身の作品について	鳥越輝昭	107
『中国留日学生報』の報道から見る戦後初期留日学生の「結婚問題」 ——在日中国人団体の期待と青年学生の結婚観——	荒川雪	129
南宋末期成書『仏説目連救母經』の図像解析初探	吉川良和	151
京都帝国大学における中国人留学生データの解析 ——昭和初期（1927-1937年）の入学者を中心に——	周一川	169
 〈研究ノート〉		
ジェイムス夫人と女の子の物語 ——ちりめん本 <i>The Matsuyama Mirror</i> と <i>The Wooden Bowl</i> にみる顔を隠す美学——	大塚奈奈絵	195
活動報告		207